

## 不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 11

不利益処分の内容	施術所の使用制限命令等	
根拠法令及び条項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第11条第2項	
処 分 基 準	関係条項	
	<p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">(未設定の場合は その理由)</p>	<p>施術所の衛生上必要な措置は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常に清潔に保つこと。</li> <li>2 採光、照明及び換気を充分にすること。</li> </ol> <p>・新規開設の場合においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第25条に規定する構造設備及び上記の衛生上必要な措置を全て満たすまでは全面使用禁止を命ずる。</p> <p>・開設後変更届が提出された場合等において、基準に反した項目につき、一部使用禁止等及び開設者からの改善計画の提出を命じる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (      年      月      日最終変更)